

令和7年第7回矢掛町議会第4回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 令和7年12月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 (開会) 午前 9時30分
 (議事) 午前 9時30分
 (散会) 午前 9時44分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出



4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 岡 敦	副 町 長	山 縣 幸 洋
教 育 長	山 部 英 之	総務防災課長	稲 田 欽 也
企 画 課 長	平 井 勝 志	財 政 課 長	松 嶋 良 治
町 民 課 長	佐 藤 澄 江	税 務 課 長	守 屋 裕 文
健康推進課長	小 川 公 一	こどもみらい課長	楠 木 貴 子
福祉介護課長	片 岡 崇	産業観光課長	池 田 敏 之
建 設 課 長	渡 邊 孝 一	上下水道課長	丹 下 裕 之
教 育 課 長	西 山 弘 之	会 計 管 理 者	松 嶋 良 治
建 設 課 参 事	黒 瀬 純 一	病 院 事 務 長	坪 田 芳 隆
介護老人保健施設事務長	小 出 優 子	総務防災課長代理	立 川 人 士
財 政 課 主 幹	小 出 健 司		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

日程第1 議案第72号 岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合同規約の変更について

議案第73号 岡山県市町村税整理組合を組織する地方公共団体数の追加及び岡山県市

- 町村税整理組合規約の変更について
- 日程第2 議案第74号 矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第75号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第76号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第77号 矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第78号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第79号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第80号 矢掛町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第81号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第82号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第83号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第84号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第85号 矢掛町企業立地促進条例を廃止する条例制定について
- 議案第86号 矢掛町放置自転車等対策条例制定について
- 議案第87号 矢掛町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第88号 矢掛町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第89号 アウトドアヴィレッジやかげ設置条例制定について
- 議案第90号 矢掛町都市公園の指定管理者の指定について
- 議案第91号 アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者の指定について
- 議案第92号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第93号 令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第94号 令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第95号 令和7年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第96号 令和7年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第97号 令和7年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第98号 令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第99号 令和7年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第3 議案第100号 工事請負変更契約の締結について {矢掛町小田川（嵐山）かわまちづくり（拠点整備タイプ）（仮称）やかげ町アウトドアビジターセンター新築工事の変更契約の締結}
- 日程第4 陳情第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める陳情

日程第5 各常任委員会視察報告



午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。昨日の会議に引き続き、御苦労さまです。
本日の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手許に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） ここで、日程第1に入る前に、町長から、令和7年12月2日付けで令和7年第7回矢掛町議会第4回定例会における議案第92号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についての訂正についての許可を矢掛町議会会議規則第20条第1項の規定により求められております。ここで、訂正の理由の説明及び内容の説明求めます。副町長。

○副町長（山縣幸洋君） 失礼いたします。議事日程に入る前にお時間いただきまして、大変ありがとうございます。議長申されましたとおり、議案第92号におきまして誤りがございましたので、まことに申し訳ありませんが、お手許に配付の議案の正誤表及び該当部分の議案の差替えによりまして、訂正いただきますよう、よろしく願いをいたします。

正誤表、上が訂正前、下が訂正後となっております。議案第92号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）の5ページ、第2表、債務負担行為補正の表でございますが、このうち放課後児童クラブ運営委託につきまして、限度額を1億9,764万円に訂正させていただくものでございます。この放課後児童クラブの運営につきましては、社会福祉法に規定される第2種社会福祉事業に該当するため、消費税法上では非課税とされておりますが、限度額につきまして誤って消費税相当額を含めた金額で計上していたものでございます。

以上、まことに申し訳ありませんでした。よろしく願いいたします。

○議長（浅野 毅君） お諮りいたします。

議案第92号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についての字句の訂正を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、議案第92号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についての字句の訂正を許可することに決しました。

~~~~~

日程第1 議案第72号 岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について

議案第73号 岡山市町村税整理組合を組織する地方公共団体数の追加及び岡山市町村税整理組合規約の変更について

○議長（浅野 毅君） 続きまして、日程第1、議案第72号及び議案第73号についてを議題といたします。

これは説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔なし〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第72号及び議案第73号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について、議案第73号、岡山市町村税整理組合を組織する地方公共団体数の追加及び岡山市町村税整理組合規約の変更については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

- 日程第2 議案第74号 矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第75号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第76号 矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第77号 矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第78号 矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第79号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第80号 矢掛町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第81号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第82号 矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第83号 矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第84号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第85号 矢掛町企業立地促進条例を廃止する条例制定について
- 議案第86号 矢掛町放置自転車等対策条例制定について
- 議案第87号 矢掛町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第88号 矢掛町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例制定について
- 議案第89号 アウトドアヴィレッジやかげ設置条例制定について
- 議案第90号 矢掛町都市公園の指定管理者の指定について
- 議案第91号 アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者の指定について
- 議案第92号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第93号 令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第94号 令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第95号 令和7年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第96号 令和7年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第97号 令和7年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第98号 令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第99号 令和7年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第2, 議案第74号から議案第99号までについてを一括議題といたします。

これは説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第74号から議案第99号までは、所管の常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第74号、矢掛町議会議員及び矢掛町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第75号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第76号、矢掛町職員給与条例及び矢掛町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第77号、矢掛町病院企業職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について、議案第78号、矢掛町手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第79号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第80号、矢掛町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例制定について、議案第81号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第82号、矢掛町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第85号、矢掛町企業立地促進条例を廃止する条例制定について、議案第86号、矢掛町放置自転車等対策条例制定については、総務文教常任委員会へ、議案第83号、矢掛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について、議案第84号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第87号、矢掛町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について、議案第88号、矢掛町放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例制定について、議案第89号、アウトドアヴィレッジやかげ設置条例制定については、産業福祉常任委員会へ、議案第90号、矢掛町都市公園の指定管理者の指定について、議案第91号、アウトドアヴィレッジやかげの指定管理者の指定について、議案第92号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、議案第93号、令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第94号、令和7年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第95号、令和7年度矢掛町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第96号、令和7年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について、議案第97号、令和7年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、議案第98号、令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第99号、令和7年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第1号）については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第3 議案第100号 工事請負変更契約の締結について{矢掛町小田川(嵐山)かわまちづくり(拠点整備タイプ)(仮称)やかげ町アウトドアビジターセンター新築工事の変

更契約の締結}

○議長（浅野 毅君） 日程第3, 議案第100号を議題といたします。

これは説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。議案第100号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。

よって、議案第100号, 工事請負変更契約の締結について{矢掛町小田川(嵐山)かわまちづくり(拠点整備タイプ)(仮称)やかかげ町アウトドアビジターセンター新築工事の変更契約の締結}は、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第4 陳情第6号 選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める陳情

○議長（浅野 毅君） 日程第4, 陳情第6号を議題といたします。

お諮りいたします。議案第6号は、所管の常任委員会である総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いしたいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、陳情第6号, 選択的夫婦別姓制度の法制化を進める意見書の提出を求める陳情は、総務文教常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第5 各常任委員会視察報告

○議長（浅野 毅君） 日程第5, 各常任委員会研修報告を行います。

本件につきましては、総務文教常任委員会, 産業福祉常任委員会及び広報聴常任委員会から報告書が提出され、お手許へ配付のとおりであります。各自御検討をお願いいたします。

~~~~~

○議長（浅野 毅君） 本日予定しておりました案件の審査は、全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会とし、次の本会議は9日の火曜日, 午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会とし、9日の火曜日, 午前9時30分から本会議を再開することに決しました。

ここで、お知らせいたします。休会中に付託案件審査のため、各常任委員会が次の日程で開催されます。4日の木曜日, 午前9時30分から産業福祉常任委員会が、また、午後1時30分から総務文教常任委員会がそれぞれ全員協議会室で行われます。また、予算決算常任委員会が5日の金曜日, 午前9時30

分から2階第1会議室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午前 9時44分 散会